

令和元年（国）第263号

令和2年4月30日

主文

- 1 後記「事実」欄第3の2記載の原処分のうち、昭和○年○月○日から平成○年○月○日の期間に係る部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、昭和○年○月○日から平成○年○月○日までの期間（以下「本件申立期間」という。）について、国民年金法（以下「国年法」という。）第7条第1項第3号に規定する国民年金の被保険者（以下「第3号被保険者」という。）とすることを求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、本件申立期間について、第3号被保険者であるとして、国年法附則第7条の3第2項の規定に基づく国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届（以下「3号特例届」という。）を提出した請求人に対し、日本年金機構（以下「機構」という。）が後記3の2記載の原処分をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日（受付）、機構に対し、本件申立期間において、請求人がA（以下「A」という。）の配偶者であって主として同人の収入により生計を維持するものであったとして、3号特例届及び国民年金第3号被保険者関係届を提出した。
- 2 機構は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、本件申立期間について、「国

民年金法第7条第1項第3号に定める第3号被保険者に該当しないため。（第2号被保険者の配偶者により主として生計を維持していることが確認できないため。）」として、第3号被保険者に非該当である旨の通知（以下「原処分」という。）をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨（略）

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）の配偶者であって、主として第2号被保険者の収入によって生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のものは、第3号被保険者とされ、第3号被保険者としての被保険者期間は保険料納付済期間とされる（国年法第5条第1項及び第7条第1項）。

平成14年4月前における第3号被保険者の資格取得の届出は、当該被保険者が、当該事実のあった日から30日以内に主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができきる書類等を添えて、市町村長に届出を提出することとされていたところ、平成17年4月1日前の未届け期間がある場合は、3号特例届を提出することにより、保険料納付済期間に算入されることとされた（平成16年改正法附則第21条第1項及び第2項並びに平成14年4月改正前の国年法第12条）。

国年法第12条第5項は、「第3号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項…を厚生労働大臣に届け出なければならない。」と規定し、国民年金法施行規則第1条の2は、その第2項で「法第12条第5項の規定によ

る第3号被保険者(…)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書…を日本年金機構(…)に提出することによつて行わなければならない。」とした上、その第3項第2号で、「第3号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類を添えなければならない。イ…ロ主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類」と規定している。

被扶養配偶者の認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済組合法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行うとされ、具体的には、第3号被保険者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が第2号被保険者と同一世帯に属している場合で、収入等の基準(以下「被扶養配偶者認定基準」という。)を満たす場合等は、被扶養者として認定される(国民年金法施行令第4条及び「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」(昭和61年3月31日庁保発第13号社会保険庁年金保険部長通知(最終改正平成5年3月15日庁保発第5号)))。

また、認定対象者が、健康保険、船員保険若しくは共済組合の被扶養者として認定されている場合又は所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者として取り扱われている場合は、これを被扶養配偶者として取り扱うこととされ、また、生計維持を確認するにあたり、第2号被保険者と同一の世帯に属するとは、認定対象者が第2号被保険者と生計を共にし、かつ同居している場合をいうとされている(国民年金法施行令第4条及び「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」(昭和61年4月1日庁保発第18号))。

2 本件記録によれば、本件申立期間において、請求人が第2号被保険者である配偶者と同居していたことは当事者間に争

いはなく、請求人は、機構が本件申立期間について、第2号被保険者の配偶者により生計を維持していることが確認できないとして、請求人を第3号被保険者に該当しないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記1の法令等に照らし、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 事実の認定及び当審査会の判断

1 本件資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 請求人が平成〇年〇月〇日(受付)に提出した「国民年金第3号被保険者該当申出書」の記載内容は次のとおりである。

申立日以後の収入：無

配偶者氏名：A

第3号申立(該当)年月日：昭和〇年〇月〇日

被扶養者となった理由：婚姻(昭和〇年〇月〇日)

雇用保険(傷病手当金・出産手当金)の受給の有無：無

届出が遅延した理由等(扶養の事実)：昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの扶養の証明は、下記の理由で受けられません、その期間は上記配偶者に扶養されていた。

健康保険の被扶養該当であった。

(2) a社が証明する、平成〇年〇月〇日付け、Aに係る「在籍証明書」の記載内容は次のとおりである。

入社年月日：〇年〇月〇日

(b 社入社)

退職年月日：〇年〇月〇日 c 社退職

(〇年〇月〇日 c 社に商号変更)

(〇年〇月〇日 d 社との合併によりd社となる)

(〇年〇月〇日 e 社との合併によりa社となり現在に至る)

(3) a健康保険組合が平成〇年〇月〇日付けで交付した「c社退職者の健康保険加入情報について」と題した書面に

は次のように記載されている。

当組合は母体企業の e 社と d 社が平成○年○月○日に経営統合した際、d 健康保険組合を存続組合として健康保険業務を継承しております。d 健康保険組合は平成○年○月○日に d 社と c 社が経営統合した際に、統合後も継続して勤務する旧 c 社勤務者の健康保険加入情報は継承しておりますが、統合前に既に c 社を退職していた社員の情報には引き継いでおりません。従って、当組合は d 社との経営統合以前に退職していた c 社社員の健康保険加入情報は保有しておりません。

- (4) b 社が証明する、昭和○年○月○日付け、「健康保険被扶養者資格証明書」(以下「本件証明書」という。)の記載内容は次のとおりである。

被保険者

氏名： A

現住所：○○区○○ ○-○-○
○○○○○

資格取得年月日：昭和○年○月○日

受給者

氏名： B

現住所：同上

被保険者と続柄：妻

証明書発行理由：増員申請中のため
保険証未交付

上記の者当事業所の使用する被保険者で資格を有する事を証明する。

- (5) Aに係る平成○年分給与所得者の配偶者特別控除申告書(給与の支払者名称：c社)によると、Aの配偶者氏名はBとされ、配偶者には合計所得金額が無いとされている。
- (6) Aがc社へ提出したとされるAに係る平成○年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書によると、控除対象配偶者氏名はB(注：文字数の制限で氏名が途中までであると思われる。)であり職業は無職とされ、扶養親族として、C(長男、○. ○. ○生)及びD(二男、○. ○. ○生)が記載されている。

- (7) 請求人に係る雇用保険被保険者離職票—1によると、請求人は昭和○年○月○日に雇用保険の被保険者資格を取得し、昭和○年○月○日に離職したとされている。

- (8) 請求人に係る厚生年金被保険者記録照会回答票(資格画面)によると、請求人は昭和○年○月○日に厚生年金被保険者資格を新規取得し、昭和○年○月○日に同資格を喪失したとされている。

- (9) 請求人に係る被保険者記録照会(納付Ⅱ)によると、請求人は、平成○年○月から平成○年○月までは3号特例届による第3号被保険者期間、平成○年○月から平成○年○月までは第3号被保険者期間である。

2 本件について判断する。

請求人が、長男出産準備のために昭和○年○月○日に離職し、以後、Aの被扶養者及び第3号被保険者となっていると述べているのに対し、保険者は、本件証明書では被扶養者としての認定期間が不明であり、その他、被扶養配偶者として確認する資料の提出もないため、第3号被保険者に該当しないと判断したとしている。

確かに、請求人が提出した資料では認定期間が明記されたものはなく、本件証明書からは、請求人が昭和○年○月○日時点でAの被扶養者であったことが確認できるものの、同日以前に被扶養者であったこと及び同日以降も引き続き被扶養者ではあったことは確認できない。しかしながら、上記1によれば、請求人は、昭和○年○月に就職して厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年資格」という。)を取得し、昭和○年○月○日にAと婚姻し、昭和○年○月○日に退職し厚年資格を喪失したこと、その後現在まで厚年資格を再取得していないこと、請求人は退職の約5か月後である昭和○年○月○日に長男を出産、平成○年○月○日に二男を出産したこと、本件申立期間については、Aが当時加入していた健康保険

組合の資料が保存されていないため、請求人が被扶養者であったことの証明はできないとされているが、Aが転職した後の平成〇年〇月〇日以降については、請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月の期間は、3号特例届により第3号被保険者であったと認められており、その後も60歳に到達した平成〇年〇月の前月までの期間が全て第3号被保険者であることが認められるものであり、これらの事実と本件証明書を総合して判断すれば、請求人が昭和〇年〇月〇日に長男出産のために離職し、その後は継続してAにより主として生計を維持していた被扶養配偶者であったことが認められるというべきである。

そうすると、本件申立期間のうち、昭和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については、請求人本人が第2号被保険者であったため第3号被保険者に該当しないが、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和〇年〇月以降はAの被扶養配偶者であり、第3号被保険者であったとするのが相当である。

- 3 以上によれば、原処分のうち、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間については上記の趣旨と異なるから相当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。